

ナチ阿片と「大東亞共栄圏」

熊野, 直樹
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/2547353>

出版情報 : 法政研究. 86 (3), pp.47-75, 2019-12-18. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

ナチ阿片と「大東亜共栄圏」

熊野直樹

はじめに

一 独「満」関係と阿片

二 ナチ阿片と「大東亜共栄圏」

(一) 「大東亜共栄圏」におけるナチ阿片と日本の阿片政策

(二) 馬來の阿片専売制の実態

(三) ナチ阿片と馬來・蘭印

三 ナチ阿片と独日関係

おわりに

はじめに

本論^{〔1〕}の目的は、ナチス・ドイツが「満洲国」から輸入した阿片、いわゆるナチ阿片と第二次世界大戦期のアジアにおけるその役割について検討することにある。その際、ナチス・ドイツと「満洲国」との間で阿片が取引された過程について言及するとともに、そのナチ阿片と日本軍の南方占領地、とりわけ日本軍政下の馬來（マレー）や蘭印（オランダ領東インド^{〔2〕}）との関係及びそこでの阿片専売制の実態について明らかにしたい。以上を通じて、ナチ阿片といわゆる「大東亜共栄圏」^{〔3〕}との関係について検討することにした。

独「満」阿片貿易については、岡部牧夫氏が古海忠之の「経歴書」における阿片七トンのドイツへの引き渡しの記述について言及しながら「いままで実態は解明されていない」と述べている^{〔4〕}。これについては、筆者のこの間の一連の研究^{〔5〕}がその実態の一部を解明している。ナチ阿片と「大東亜共栄圏」との関係については、管見の限り内外の研究では全く実態が解明されていない。原朗氏の「大東亜共栄圏」の貿易・金融構造に関する先駆的な研究、山本有造氏の「大東亜共栄圏」の交易に関する数量経済史的分析、荒川憲一氏の「大東亜物流圏」の再編と崩壊に関する研究、倉沢愛子氏の資源という観点からの「大東亜共栄圏」の人流・物流についての研究並びに安達宏昭氏の「大東亜共栄圏」の経済構想に関する研究においても阿片は研究対象として扱われていない^{〔6〕}。さらには最近の河西晃祐氏の「大東亜共栄圏」の構想や日本の南方体験に着目した研究においても、野村佳正氏の陸軍の占領地軍政と軍事作戦との相互作用に着目した「大東亜共栄圏」の形成と構造に関する研究においても、阿片は分析の対象外である^{〔7〕}。

そうしたなかで、小林英夫氏の「大東亜共栄圏」の形成と崩壊に関する研究は、先駆的に日本帝国主義が「大東亜共栄圏」内のインフレを阿片供給によって「終束^{マツ}」しようとした点を指摘している。ここでは蒙疆阿片が南方貿易決済手段として使用される計画であったことが言及されている^{〔8〕}。しかしその阿片供給の実態は明らかにはされておらず、しか

もナチ阿片についても言及はされていない。ドイツではゲールケンが東南アジア、特に蘭印とドイツとの阿片貿易について指摘はしているものの、わずか数頁で不正確な箇所を含んでおり、その実態については不明のままである。⁽⁹⁾「満洲国」に保管されたナチ阿片について日本を含む「大東亜共栄圏」との関わりの中で考察した研究も筆者の研究以外は存在しない。⁽¹⁰⁾また「大東亜共栄圏」における阿片専売制の概要については、小田部雄次氏が「昭南」(シンガポール)の軍政を担当した第二五軍の予算書を発掘し、一九四二年度の阿片の専売収入とその予算における貢献率を明らかにしている。⁽¹¹⁾これ自体、貴重な研究成果であるが、阿片専売制のより詳細な実態の解明は今後の課題として残されているといえる。管見の限り、小田部氏の研究以外に日本軍政下の「大東亜共栄圏」における阿片専売制の実態を明らかにした実証研究は見受けられない。⁽¹²⁾以上の研究上の空白を埋めるのも小論の目的である。

一 独「満」関係と阿片

一九三三年一月にナチス政権が成立したが、その当初の農業政策はアウタルキー(自給自足)政策であった。そのためナチス政権は同年三月に「油脂法」を制定して、当時年間一〇〇万トンほど輸入していた満洲大豆を大幅に制限した。そもそも安価な満洲大豆はその大豆油がマーガリンの原料となり、その大豆粕が乳牛の飼料として中小農民によって好んで利用されていた。しかしながら、この「油脂法」によって満洲大豆の輸入は一九三五年には約五〇万トンへと半減した。その結果、ドイツは油脂・飼料不足に陥り、「油脂飢饉」並びに「飼料飢饉」といわれる深刻な食糧危機が生じた。⁽¹³⁾

この食糧危機を前にヒトラー(Adolf Hitler)は、民衆のなかで不満が広がることを何よりも恐れていた。ヒトラーは、第一次世界大戦の経験から民衆に対する食糧問題の重要性について教訓を引き出しており、食糧価格の高騰が場合によっては「革命的状況」を導きかねないとみなしていた。その結果、食糧危機を回避するために再度満洲大豆を輸入

することになった。そうしたなかで締結されたのが、「満」独貿易協定であった。こうして一九三六年四月三〇日に「満」独貿易協定が調印され、翌五月一日に発表された。¹⁴⁾

一九三七年五月二日には、ベルリンにおいて、「満洲国」関係官憲代表加藤日出吉通商代表と四ヵ年計画庁の外国為替管理局長ヴォールタート (Helmut Wohlhat) との間で、「満」独貿易協定の協定効力延長同意書が調印された。¹⁵⁾ この間、ナチス・ドイツは一九三六年四月八日に中独 (ハプロ) 条約を締結し、对中国武器輸出並びに中国からのタンクステンを始めとする鉱業資源の輸入を行なっていた。¹⁶⁾ そのため、ドイツは中国国民政府への配慮から「満洲国」を正式に承認しないまま、「満」独貿易協定を締結してきた。そうしたなかで一九三八年二月二〇日にヒトラーはついに「満洲国」の正式承認を表明するに至った。この「満洲国」正式承認を踏まえて、一九三八年九月一日に新京において「満洲国及独逸国間ノ貿易及支払ニ関スル協定」が署名調印された。今や「満」独貿易協定は、正式の国家間の貿易協定として締結されるに至った。¹⁷⁾

こうした一連の貿易協定によって、ドイツの満洲大豆の輸入量は着実に増加していった。一九三六年の四五万トンから一九三七年には五四万トンに増加し、一九三八年には七一万トンに増加した。一九三九年は九月に第二次世界大戦が勃発したが、ドイツは一月から七月までの間に五八万トンほど満洲大豆を輸入していた。戦間期のドイツにとって、満洲大豆は油脂や飼料の原料として依然として必要不可欠な農産物であり続けたのである。¹⁸⁾

一九三九年九月一日の第二次世界大戦の勃発によって独「満」通商関係は、確かに一時的に途絶した。しかしながら両国の通商関係は一九四〇年二月一日の独ソ経済協定を契機に再開し、シベリア鉄道を通じて満洲大豆の輸送が再開された。その量は、一九四一年六月に独ソ戦が勃発するまでの間、総計約一六・七万トンであった。しかし、「満」独貿易協定で取り決められた量は輸送できなかった。その結果既に一九四〇年には、「満洲国」は対独関係において六一六万円ほどの輸入超過に陥っていた。このように独「満」通商関係においては、満洲大豆不足が顕著になっていたのであった。¹⁹⁾

そうしたなか、一九四〇年一月には満洲重工業総裁の鮎川義介による訪独がなされていた。彼の訪独は外国為替管理局長で、ドイツ経済使節団代表のヴォールタートの来日・来「満」に際しては、重要なきっかけとなった。というのは、在独日本大使の来栖三郎が鮎川との関係をも考慮して、ヴォールタートの来日・来「満」を要望しており、結果的に鮎川の訪独がヴォールタートの来日(「満」)を導いたといえるからである。²⁰⁾

ヴォールタートの来日・来「満」は、円ブロック圏内の諸国とドイツとの貿易協定締結が主たる目的ではあったが、彼は「満」独貿易協定の延長問題においてもドイツ側の責任者として行動した。第二次大戦勃発によって満洲大豆の輸送が困難となり、日本側の需要の増大、大豆の不作、「満洲国」内での食糧難によって、ドイツに対して満洲大豆の供給が困難になった。その結果、「満洲国」の対ドイツ借款は、満洲大豆不足によって返済困難となった。その決済としてヴォールタートは一九四一年四月下旬に「満洲国」を訪問した際に、当時「満洲国」經濟部次長だった古海忠之に対して、満洲大豆に代わって阿片七トンを要求するに至ったのであった。これについて古海は以下のように記している。

「一九四一年四月下旬 独乙経済使節ウォルタート来満。満独貿易協定ノ満洲側借越分ニ付協議シタル結果亜片七噸及大豆油ヲ引渡スコトニ決定ス」(なお、旧字体は新字体に改めた。以下、同じ)。阿片七トンは当時の円に換算すると約五六三万円であり、これは一九四〇年の対「満」輸出超過額約六一六万円の約九割に相当した。²¹⁾

以上のように独「満」通商関係は、ヴォールタートの来日・来「満」を契機に、従来の満洲大豆をめぐる通商関係から阿片をめぐる通商関係へと転換した。独ソ戦勃発によってドイツへの帰国が困難となったヴォールタートはそのまま日本に居残り、ドイツ経済使節団の代表としてドイツとアジア間の貿易の最高責任者として指揮することになる。

史料的に確認できる限りにおいて独「満」間の阿片貿易は、一九四一年五月三十一日に締結された「『満』独貿易及支払に関する協定の有効期間延長に関する第二次協定」署名調印以降である。そこではドイツ側は、満洲大豆が納入困難な場合、阿片七トンを要求したが、同年一〇月末には阿片七トンを「満洲国」側は実際にナチス・ドイツ側に供給して

いた。その後、ドイツへの供給義務量は、協定改定のために一〇トン（「満」独間の経済関係存続の為の第三次協定）、四〇トン（「満」独間の経済関係存続の為の第四次協定）へと増加していった。⁽²²⁾

史料的に判明した独「満」間の阿片貿易のルートは以下の通りである。

奉天↓ 大連（戦争末期には釜山経由）↓ 横浜・神戸↓ 「昭南」・ペナン↓ フランス・ロリアン（戦争末期にはキール）
第二次大戦初期は一九四二年一月の日独伊軍事協定に従って、独「満」間の阿片は主に独伊の特設巡洋艦を始めとした封鎖突破船によって運ばれていた。一九四四年初頭にヒトラーによって封鎖突破船の派遣中止命令が出された後は、主にドイツの潜水艦によって運ばれることになった。ドイツ国防軍の戦時日誌によると、一九四四年三月前半にフランス西岸に到着した一隻の潜水艦には約二トンの阿片が積み込まれていた。また当時「満洲国」民生大臣金名世によると、一九四四年春に六〇万両（二一・六トン）の阿片がドイツ側に渡され、ドイツの潜水艦が取りに来るのを待つために、ドイツ公使館によって阿片専用の特別倉庫が奉天に設置された。⁽²³⁾

二 ナチ阿片と「大東亜共栄圏」

（一）「大東亜共栄圏」におけるナチ阿片と日本の阿片政策

以上のように「満洲国」から輸入されたナチ阿片は、「昭南」・ペナン経由で確かにドイツへ向けて輸送されていたが、これらの阿片はモルヒネの材料として利用された。近年、戦時期のドイツと麻薬との関係が注目されているが、⁽²⁴⁾ そのなかでモルヒネは鎮痛剤として戦争には不可欠であった。しかもモルヒネは障害者の「安楽死」にも利用されていた。⁽²⁵⁾ そもそもドイツは戦前、阿片をイランから大量に輸入していたが、大戦勃発後、海上封鎖によって輸入がストップした。

一九三八／三九年にはドイツはイランから三一トンの阿片を輸入していた。一九四一年当時のドイツでは国際連盟阿片委員会に提出した報告書によると一九四二年度の医療・学術目的のモルヒネ必要量は九、六五二キロであった。この総量は標準モルヒネ含有量八%の阿片に換算すると約一二〇トンの阿片に相当する。当時のドイツは一九四二年度には約一二〇トンの阿片が必要だと見積もっていたことになる。大戦勃発前までに三一トンの阿片をイランから輸入していたことを考えると、ドイツは少なくとも必要量の約四分の一の阿片を海上封鎖によって失っていた。⁽²⁶⁾ こうした状況においては、ヴォールタートは不足する阿片を「満洲国」から補填しようとしたと考えられる。

他方、「大東亜共栄圏」で戦争に必要な原材料を輸入するために阿片が独「満」間のように決済に利用された可能性が高い。特に阿片の専売制をとっていた馬來や蘭印において、ナチ阿片が錫やタンクステン並びにゴムとバター取引されていた可能性は否定できない。

日米英蘭戦勃発後、馬來や蘭印を軍事占領し、軍政を敷いた日本にとって当地の阿片専売収入は財政の太宗をなしていた。しかし、当地ではイランやインドからの阿片が杜絶し、財政窮乏を告げる状態になっていた。こうした事情からドイツは阿片を独「満」間のように交換物資として利用した可能性がある。これについて戦時の駐日ドイツ大使館附海軍武官であったヴェネカー (Paul Wencker) は、既に日米英蘭戦勃発前の一九四一年一〇月九日付の戦時日記に以下のように書き記している。⁽²⁷⁾

「ヴォールタートは可能な限り多くの量の外貨を出来る限り早くモノに換えるように薦めた。特に、供給地域によって必要とされている物資に換えることを薦めた」。

錫やゴム並びにタンクステンなどの供給地域、特に馬來や蘭印において最も必要とされていた物資の一つが阿片であったことを考えると、阿片とのバターは十分に考えられることである。しかも日米英蘭戦勃発後、泰(タイ)や仏印(フランス領インドシナ)とドイツとの間では円による為替決算ではなく、バターによって清算がなされていた。⁽²⁸⁾

こうしたパートナーによる清算方法が馬來や蘭印でも行われていた可能性は否定できない。

そもそも日米英蘭戦によつて印度阿片の輸入が杜絶し、「大東亜共栄圏」内の阿片供給が不足することが予想された。事実、外務省の「昭和十六年度条約第三課執務報告」では、「大東亜共栄圏内ニ於ケル阿片麻薬対策」に関して「大東亜共栄圏内ノ阿片麻薬問題中重要ナルモノ」として「共栄圏内ノ阿片自給策」が挙げられていた。⁽²⁹⁾ しかも当時「東亜圏」の阿片需要を金額に評価すると百億円以上になるといわれた。⁽³⁰⁾ そのため一九四二年三月に興亜院華中連絡部次長は以下のような内容の「大東亜共栄圏各地域を通ずる阿片政策確立⁽³¹⁾に関する件」を作成し、これを興亜院政務部長に送付した。

「中連財第二〇一号

昭和十七年三月二十八日

興亜院華中連絡部次長

興亜院政務部長殿

大東亜共栄圏各地域ヲ通ズル阿片政策確立ニ関スル件

従来南方各地域ニ於テハ比島ヲ除キ何レモ阿片制度ヲ制定シテ之ヲ吸飲セシメツツ概ネ莫大ナル財政収入ヲ挙げ居リタル処今般大東亜戦ノ勃発ニ伴ヒ之等諸地域ガ主トシテ仰キ居タル印度阿片ノ輸入杜絶ハ泰、仏印ノ如キ一部地場産ヲ以テ充足シ来リタル諸国以外ノ地域ニ対シ少量ト予想セラルル『ストック』ヲ除キテハ完全ナル阿片欠乏ヲ招来セシメタルモノト認メラルルヲ以テ之ガ当面ノ補給ニ依リテ宣撫ニ資シ且ツ将来ノ配給關係ヲ考究スル為早急ニ大東亜共栄圏ヲ通ズル大阿片政策ヲ確立シ円滑ナル需給計画ヲ樹立シ以テ戒煙ノ実施ニ努ムベキハ適當ノ措置ト信ゼラルルニ付テハ別紙資料御参考迄添付置候条至急御詮議ノ上關係方面へ連絡相煩度

尚当面ノ補給竝ニ将来ノ配給ニ関シテハ差シ当リ支那産特ニ蒙疆産ヲ以テ充ツルノ外途ナシト存ゼラルルモ之等配給ハ左記ノ理由ニ依リ総テ中支ニ於テ管掌スルコトト致度但南方方面へノ輸出取扱機関ニ付テハ考究中ニ有之⁽³²⁾（傍点、引

用者、以下同じ)。

「由是觀は大東亜戦争ノ勃発、皇軍ノ南方各地域進駐ニ伴ヒ之等地域ニ対シ印度阿片ノ輸入ハ断絶セルモノト認め、レ、ル、ヲ、以、テ、之、ガ、補、給、ハ、当、面、焦、眉、ノ、問、題、ト、言、フ、ヲ、得、ベ、シ、
而シテ此ノ阿片行政ハ英国及其ノ他各国ノ從來執り来リタル制度ヲ其ノ儘踏襲スルノ必要ナシト雖モ今之ヲ直チニ放棄セシカ密輸密作横行シ戒煙政策ハ根底ヨリ覆サルルコトナルベキニ付茲ニ確固遠大ナル東亜共栄圈内阿片政策ノ樹立ヲ必要トスル理由存ス」⁽³³⁾

以上のように興亜院は、印度阿片杜絶によつて阿片欠乏が予想されるため、蒙疆阿片を以てこれに充てる予定であつた。こうして興亜院は円滑な需給計画を打ち立てるための「大阿片政策」の確立を目指すことになる。その際、イギリスを始め旧宗主国の阿片行政を密輸密作防止のために踏襲する旨を示唆している。「大東亜共栄圏」を通ずる「大阿片政策」には「南方物資」とのバーターが企てられていたようである。同年八月一九日に興亜院内で開催された「支那阿片対策打合会議資料」は、「南方共栄圏」各地域への阿片の輸出について以下のように記している。

「三、对南方共栄圏各地域阿片移輸出ニ就テ

〔…〕而シテ之ガ供給ハ現在ノ処域内生産ノ外ハ差当リ支那産品ニ之ヲ仰ガザルベカラザルモノト思料セラルルヲ以テ支那産品ノ増収ヲ以テ之ニ充ツルコトトシ之ガ移輸出ハ支那ニ於テ必要トスル南方物資ノ種類、船腹、位置及現行満支各地間バーターノ運行ニ鑑ミ上海ヲ中継地区トシテ之ニ当ラシムルル最モ緊要且ツ適当ト認め、而シテ之ニ要スル資金及機構等ニ就テハ華中側ニ於テ腹案考究中ナリ

尚本件ニ関シテハ本年二月二十八日附中連財第二〇一号ヲ以テ政務部長宛報告済ナリ」(ゴチック原文ママ、〔 〕内は引用者による。以下同じ)⁽³⁴⁾

以上のように「南方共栄圏」各地域への阿片の輸出は、「支那産」の阿片と中国が必要とする南方物資とのバーター

が想定されていたようである。中国において当時蒙疆は「大東亜共栄圏」における阿片の自給体制確立のための、主要な阿片生産地としてみなされた。事実、一九四二年一月には蒙疆政府から駐蒙軍を介して南方軍政総監部宛てに阿片九五万兩（＝三四・二トシ）が輸出されることになった。⁽³⁵⁾その際、輸送は日本陸軍の「軍命商社」である昭和通商が担った。さらに一九四三年春には「東亜阿片会議」が東京で開催され、そこにおいて満洲及び蒙疆は東亜の阿片供給基地として阿片を増産し、東亜各国の阿片の要求に必ずべきことという決議がなされ、阿片増産の方針が決定された。⁽³⁷⁾

そこでの阿片増産の方針を受けて、一九四三年一月一六日に日本の厚生省において阿片事務連絡協議会が開催された。同協議会に出席した「満洲国側」は罂粟栽培を「熱河省興安西省合計二二〇〇〇ヘクターヲ 新二奉天省・吉林省・四平省二一〇〇〇ヘクターヲ指定シ」、「今年度ハ概シテ成績良好ナリ」と報告している。また将来における内外地の需給対策に関しては、「支那ヲ中心トスル大東亜各地（南方ヲ含ム）ノ政治的阿片需給対策ハ大東亜省阿片会議ニ於テ討議」されることになっていた。⁽³⁶⁾「大東亜共栄圏」における「政治的阿片需給対策」は大東亜省阿片会議が担当していたのであった。

南方における阿片の生産量は、一九三〇年前後の調査によれば、仏印が大半を占め、総量三万七千七〇五キログラムのうち三万一六四キログラムを生産していた。これに対して消費量は泰が九万二千三七八キログラム、馬來が一四万三千二八一キログラム、蘭印が六万四千九百九十九キログラム、仏印が一三万五千七四〇キログラム、その他が七万九千一八二キログラム、合計五十一万四千六八〇キログラムであった。つまり南方においては四一六千九百七十五キログラムの阿片が不足し、これらは輸入に頼っていた（表1参照）。

また阿片の吸飲者は泰が八万人、馬來が一三万人、蘭印が六万人、仏印が二万人、その他が七万人、合計四六万人にのぼった（表1参照）。

なかでも馬來の阿片吸飲者の大半は華人であり、鉱山や農園のいわゆる苦力たちであった。これについては、馬來の軍政を担当した第二五軍軍政部調査班の報告が参考になる。

表1 共栄圏に於ける阿片の生産消費 (1930年前後)

	生産量 (キロ)	消費量 (キロ)	過不足 (キロ)	吸飲者 (万人)
南方		92,378	- 92,378	8
泰		143,281	- 143,281	13
馬來		64,099	- 64,099	6
蘭印	30,164	135,740	- 105,576	12
仏印	7,541	79,182	- 71,641	7
其他				
計	37,705	514,680	- 416,975	46

出典：「共栄圏の阿片事情」岡田芳政・多田井喜生・高橋正衛編集・解説『続・現代史資料12 阿片問題』みすず書房、1986年、195頁、第二表より作成

「阿片吸飲ニ関スル華僑社会ノ特殊慣習ニ関シテハ茲ニ贅セサルヘシ、マレトノ阿片吸飲者ハ主トシテ支那人ニシテ而モ肉体的勞苦大ナル苦力、殊ニ鉦山労働者、護謨園労働者、人力車夫ニ多シ之ヲ喫スル者ハ瘦身トナルカノ張学良ノ如キ外遊中阿片吸飲ノ習慣ヲ絶テタル為帰朝后ハ肥満セル如シ

一説ニハ支那移民ハ本国ニ於テパイプヲ弄ビシノミナルモマレト移住後經濟的ニ余裕ヲ生ジ其ノ唯一最高ノ快樂トシテ之ガ吸飲ニ耽溺ス、殊ニ激勞后ニ於テ倦怠ヲ慰スル為他種ノ娛樂ハ之ヲ撮ルニ由ナキヲ以テ阿片ニ赴ク又農園鉦山等ニ於テハ一ハ苦力ノ能率ヲ進メ一ハ之ヲ掛売シテ賃銀ヨリ差引キ苦力頭(マレト語ニテカバラト云フ)ノ所得ヲ拳ゲントスルナリトモ云フ吸飲過度ニ互レルモノハ家郷ヲ忘レテ唯阿片ノミニ生クルニ至ル甚シキハ阿片切レタルトキハ卒倒スルモノヲ生ズルナリ

マレトニ於テハ罌粟ノ栽培ヲ嚴禁シ之ガ販売ヲ專売トシテヨリ久シ⁽⁴⁾。

このように阿片は苦力の激勞後の倦怠を慰する娯楽であり、苦力頭は阿片を掛売りして賃金から差し引き所得を挙げていたのであった。錫やゴムを始めとした農園鉦山における華僑の苦力と阿片との関係が密接不可分であったことが窺える。

表2から明らかのように、蘭印、泰、仏印、馬來においては、財政に占める割合はもともと大きかった。南方占領地の軍政に伴う収支は、各占領地に独立の會計、すなわち軍政會計を組織し、日本国内財政とは分離独立して処理された。軍政の財政政策の指針は、各占領地とも速やかに財政の自立をはかることとされた。⁽⁴⁾

表2 1930年 国際連盟調査各国阿片収入財政貢献率

	1930年度	1929年度
蘭印	12・99%	6・35% (但し1928年)
泰	23・09%	15・81%
仏印	13・85%	4・70%
馬來		
海峡植民地	46・10%	15・10%
聯邦州	13・90%	12・30% (但し1928年)
非聯邦州		
ジョホール	29・39% (但し1924年)	23・00%
ケダー	34・55%	26・78%
パリス	35・85%	30・19%
ケラント	20・00%	16・80%
トレガンス	28・20%	17・70%

出典：前掲「共栄圏の阿片事情」194頁、第一表より作成

しかも馬來地域では日本軍政下でも阿片の専売制が敷かれただけでなく、その貢献率が激増した。例えば、「昭南」では阿片収入が軍政部の歳入に組み込まれ、小田部氏が明らかにした「昭南」の軍政を担当した第二五軍の予算書によれば、一九四二年度の第一四半期の全經常部歳入（臨時部歳入を除く）およそ二九四万ドルのうち、阿片専売収入が一九二万ドルと五〇%以上を占めていた。第二四半期でも五七九万ドルのうち三〇〇万ドルと、同じく五〇%以上を占め、臨時部歳入を加算しても二五%に相当する莫大な額であった。⁽⁴²⁾こうした状況について南方開発金庫調査課「南方占領地財政概況（昭和一八年八月）」は「阿片収入は専売の有無に拘らず極めて大なる収入源であつたことは南方各地の一大特色であつた」と述べている。⁽⁴³⁾以上が馬來地域の阿片専売制の概要であるが、以下ではより詳細にその実態について検討してみよう。

(二) 馬來の阿片専売制の実態

既述のように日本軍が占領する前から馬來地域では阿片専売制が敷かれていた。それを日本軍が踏襲することになる。それでは、日本軍が馬來地域を占領する前後における阿片専売制の財政状況はい

かなるものであったのか。これについては、日本軍が作成した史料が残されている。占領前については、第二五軍軍政部調査班が作成した一九四二年四月二六日付の史料が参考になる。以下では主に一九三八年度の阿片収入とその貢献率について紹介することしよう。

「海峡植民地歳入項目別比率

	一九三七	全歳入中の比率%	一九三八	全歳入中の比率%
阿片収入	八、八三九千弗	二二・七%	六、四三四千弗	九・二%
(…) ⁽⁴⁴⁾				

以上は、海峡植民地の阿片収入の全歳入中の比率であるが、一九三八年度の阿片収入が九・二%であったことがわかる。次に馬來の聯邦州の阿片収入の比率について紹介することしよう。

「尚一九三七及三八年年度ニ於ケル之ガ二三ノ全歳入額中ニ於ケル比率ヲ示ス

	一九三七年度	一九三八年度
(…)		
阿片	五、四二二千弗	六・七%
		五、二四二千弗
		八・三%
		(45)

このように聯邦州においては一九三八年度の全歳入額における阿片収入の比率は八・三%であった。次に一九三八年の非聯邦州について紹介しよう。

「先ニ各州別阿片純収入ヲ掲ゲ(一九三八年度)

	阿片純歳入	歳入総額
ジョホール州	一、七八六、八三〇弗	一七、九二二、〇九〇弗
ケダール州	七八〇、四六六	六、六七二、四三七

パリス州	一三二、五七九	七七一、七五一
ケランタン州	一三七、〇〇〇	三、一三四、〇〇〇
トレンガヌ州	一六四、二九七	二、四二七、〇〇四
ブルネイ島	四四、六四一	一、一八〇、〇〇〇 ⁽⁴⁶⁾

非聯邦州の歳入総額に占める阿片純歳入の比率は、各州によつて異なるものの、パリス州は約一七%、ケダー州は約一一%、ジョホール州は約一〇%を占めており、聯邦州の八・三%よりも高い貢献率であったことがわかる。以上の史料から明らかになように日本軍が占領する前においても、イギリス支配下の海峡植民地、聯邦州、非聯邦州からなる馬來ではそれぞれ阿片専売制が敷かれ、阿片純歳入の貢献率も約一割前後であつた。

以上は日本軍占領前であるが、占領直後の馬來地区の海峡植民地の予算と阿片専売の歳入歳出とその割合については、昭和一七年に第二五軍軍政部調査班が作成した以下の史料が残されている。

〔阿片、酒及び煙草等ノ近時歳入

極メテ最近ノ数字ヲ掲ゲレバ左ノ如シ

〔…〕

海峡植民地

一九四二年予算	一九四一年	一九四〇年	一九三九〔年〕
歳入総額	六五、〇七七千弗	四七、一五八千弗	三八、二〇三千弗
阿片	六、五〇〇	六、七五〇	七、一五二
			六、八一七

〔…〕⁽⁴⁷⁾

以上が海峡植民地の歳入であるが、一九四二年予算の阿片歳入が総額の約一割を占めていたことが窺える。戦時中の

日本軍政による馬來の阿片専売事業の詳細については、馬來軍政監部が作成した『戦時月報(軍政関係)』が参考になる。以下、詳細に紹介することしよう。

まずは昭和一八年八月三十一日付の『戦時月報(軍政関係)』に掲載された阿片の専売事業について紹介しよう。

「三、専売事業

1. 阿片

イ、製造

原料阿片精製高(分工場)	五四、七五七	タヒル
煙膏包装高(本工場)	五一、八七九、二	ク

二、五九三、九六〇	チューブ
-----------	------

ロ、販売

昭南	七四六、九三五	チューブ	三七三、四六七、五弗
各州	一、三四五、〇〇〇	ク	六七二、五〇〇、(〇)ク
計	二、〇九一、九三五	ク	一、〇四五、九六七、五弗

ハ、吸飲許可登録手数料

一〇三件	五一、五弗
------	-------

備考

1、馬來監財第二九六号ヲ以テ『阿片販売価格引上ニ関スル件』ヲ『マライ』各州長官へ通牒シ十月一日ヨリ煙膏販売価格ヲ一チューブ当リ八十仙ニ改訂実施スルコト、シ各州ヨリ本部納付金ハ一チューブニ付六十仙ヲ支払ハシムルコト、セリ

2、(ロ) 項各州中ニハ『スマトラ』『ボルネオ』地区向供給ヲ含ム
 3、全本月供給分ニ対スル本部納附金ハ 四〇三、五〇〇弗ナリ⁽⁴⁸⁾

次は、昭和一八年一〇月三一日付の『戦時月報(軍政関係)』における阿片に関する記述である。

二、専売事業

1. 阿片

(イ) 製造

原料阿片精製高

三三、八一三 タヒル

煙膏包製製造高

二八、五八五(、) 八六 タヒル

一、四二九、三九三、 チューブ

(ロ) 供給

本部扱

五、二四〇チューブ

三、五二〇、〇弗

各州市

二、一九五、九八七

一、三二七、五九二、二ク

計

二、二〇一、二二七

一、三三一、一一二、二ク

備考 (ロ) 項各州市向供給ハ『昭南特別市』『マライ各州』『スマトラ』『ボルネオ』地区ナリ金額ハ本部納付金

ヲ計上ス⁽⁴⁹⁾

以上の史料から明らかかなように、馬來軍政監部は確かに第二次世界大戦中、馬來・蘭印(スマトラ)において、分工場で阿片を精製し、本工場で煙膏を製造し、さらに各州に販売していた。日本は、馬來・蘭印において自ら阿片を精製し、煙膏を製造し、阿片専売制を引き続き行っていたのである。一九四三年八月分の煙膏供給分に対する本部納付金は、「四〇三、五〇〇弗」(約四割)であった。また同年一〇月一日より煙膏販売価格は一チューブ当たり「八〇仙」へと改

訂され、本部納付金は一チューブに付き「六〇仙」へと改訂された。販売価格に占める本部納付金の比率は、四割から七割五分へと引き上げられたことがわかる。しかし一九四三年一〇月三〇日付の『戦時月報』では、チューブ供給総計「二、二〇一、二二七チューブ」に対して販売額は「一、三三二、一一二、二弗」であり、一チューブ当たり約六〇仙であり、販売価格は実際には引き上げられていなかったことがわかる。その理由は不明である。

それでは馬來・蘭印における阿片を精製し、煙膏を製造していた阿片工場は実際にはどのような状況であったのだろうか。「昭南」に阿片精製と包装の基地があり、馬來各州、スマトラ、ボルネオなどに供給していたことは、既に小田部氏が言及しているが、詳細は明らかにはされていない。⁽³⁰⁾これらについては、軍政監部総務部調査室が一九四三年三月に作成した「昭南特別市重要工場現状概況」というタイトルの極秘史料が残されている。これも従来知られていない史料なので、以下詳細に紹介することにしよう。

「二六 財政部阿片工場」

視察年月日 昭和十八年二月二十四日

案内者 財政部専売科員

1 分工場 (所在地 昭南市テロブランカ路)

本工場ハ原料阿片ヲ者沸精製シテ煙膏トナス工場ナリ。戦禍ニヨリ殆ド全壊セシモ復旧作業ヲ完成シ、昨年八月ヨリ操業ス。現在ノ能力ハ戦前ノ1/3程度ニシテ日産四、六八〇タヒルナリ。工場施設ハ煮沸鍋ノミニテ職工二七名ナリ。原料ハアフガニスタン、ビルマ、ペルシャ渡来ノ押収品ナルガ今後ノ補給ハマライ、スマトラニハケシノ栽培ハ困難ナルヲ以テ蒙疆地方ヨリ輸入ノ予定ナリト、因ミニマライ、スマトラニ於ケル阿片吸咽者ハ七万名ニシテ現在ノ供給量ハ三〇〇万チューブナリ。(戦前七〇〇万チューブ)。

2 本工場 (所在地 昭南市パシルバンジャン路)

当工場ハ煙膏ヲ包装チューブ入シ、箱詰トナス工場ニシテ昨年五月一日ヨリ押収煙膏ノ包装ヲ開始シ、現在一・三弱操業シ日産二分入チューブ一五〇、〇〇〇本ヲ包装シツツアリ。工場ノ機械設備ハ極メテ優秀ナリ。主要作業場ニ於ケル機械左ノ如シ。

A 包装用チューブ製作工場

溶解爐（鉛一錫一〇ノ比率ニテ溶解ス）二、鑄型機二、圧延機二、打抜機（一日打抜能力六八、〇〇〇箇）六、チューブ製造機（一分間製造数四三箇）二八

B 注入場

水圧機四、水圧配送機一七、注入機三三（一分間注入数四三箇）包装機（口締用）三三（一分間口締数四三箇）注入検査機六

C 木工工場

製材機五、裁断機九、製箱機一〇、切込機三

D 機械修理工場

工作機械一二

従業員一八五名中女工八一五名ニシテチューブ製作（二〇名）^① 注入場（六五名）ガ主ナル職場ナリ。女工ノ出身地ハ広東人多シ、賃銀ハ日給七〇仙平均最高ノモノモ一弗ヲ出デズ。

財政部阿片工場は、阿片を精製し煙膏を製造する分工場と煙膏を包装しチューブにする本工場とに分かれ、興味深いことに戦禍で全壊したものを復旧作業によって一九四二年八月から操業していた。「昭南」占領後、比較的早く操業したことがわかる。原料はアフガニスタン、ビルマ、イラン産の押収品を利用していたが、蒙疆から輸入の予定である旨が明記されている。吸飲者は七万名で、供給量は当時三〇〇万チューブで、戦前の半分以下であった。以上が馬來・蘭

印を中心とした「大東亜共栄圏」における日本軍政による阿片専売制の実態の一部である。このように日本軍政は阿片工場を復旧させ、イギリス植民地の阿片専売制や阿片の製造法を引き継ぎ、「大東亜共栄圏」内で供給された阿片を精製し、阿片煙膏を製造していた。「大東亜共栄圏」において阿片は、確かに軍政の重要な財政的な基盤となっていたのである。

(三) ナチ阿片と馬來・蘭印

もともと馬來・蘭印は阿片の自給が困難で、主に印度やイラン等から輸入していた。日米英蘭戦勃発によって阿片の輸入が杜絶したため、同地では阿片が不足した。そのため昭和通商を通じて蒙疆阿片が輸入された。しかし輸入された阿片は、それだけではなかった。從來全く知られていないことではあるが、ドイツはナチ阿片の一部を実際に蘭印に輸出していたのである。表3はドイツ降伏後、ヴォールタートが日本の外務省宛てに送付した書簡の添付資料から作成したものである。表3からわかるように、一九四五年二月二八日の時点において、「昭南」と蘭印(ジャワ)のジャカルタとスラバヤには阿片がそれぞれ一四トン、〇・二トン、一・五トンほど保税倉庫に保管されていたことがわかる。そもそも「昭南」に保管されていた阿片の多くはドイツの封鎖突破船や潜水艦に積み直され、ドイツへ輸送されたと考えられるが、その一部は蘭印(スマトラ)・馬來に輸出された可能性がある。

興味深いことに、ジャカルタとスラバヤのドイツの保税倉庫における阿片は、蘭印からドイツへ向けた輸出品ではなく、ドイツによる輸入品である。なぜならば表1からもわかるように、蘭印はそもそも阿片を生産しておらず、インドを始め海外からの輸入に頼っていたからである。ジャカルタとスラバヤに保管されたナチ阿片は「満洲国」から輸送されたものと考えられる。このようにドイツは、「満」独協定に基づいて「満洲国」から輸入した阿片を蘭印に輸出して

表3：1945年2月28日時点での「大東亜共栄圏」におけるナチ阿片の所在（トン）

日本	潜水艦上	昭南	ペナン	ジャカルタ	スラバヤ	盤谷	サイゴン	上海	奉天
4	4	14	-	0.2	1.5	-	-	-	10

出典：Abschrift: Übersicht über in Ostasien befindliche Waren「3.対独諸条約に対する措置」
：アジア歴史資料センター（JACAR）レファレンスコード（Ref.）[B02032982200]より筆者作成。

表4：1945年2月28日時点でのジャカルタとスラバヤにおけるドイツ所有の錫、タングステン、モリブデン、ゴムの保管状況（トン）

	ジャカルタ	スラバヤ
錫	810	569
タングステン	210	219
モリブデン	11	6
ゴム	208	205

出典：Übersicht über in Ostasien befindliche Waren: JACAR Ref.[B02032982200]より筆者作成。

いたことが窺える。しかも第二次世界大戦中ドイツは、表4からわかるように、ジャカルタとスラバヤから錫、タングステン、モリブデン、ゴムを直接輸入していた。ジャカルタとスラバヤにおいてドイツが輸出した阿片と輸入した錫、タングステン、モリブデン、ゴムといった重要戦時物資とがバーター取引された可能性がある。しかもドイツは、蘭印（スマトラ）・馬來を統括する馬來軍政からも錫を始め重要戦時物資を直接輸入していたのである。馬來軍政部の一九四三年一月三十一日付の『戦時月報（軍政関係）』は、一〇月の対独輸出状況について報告している。

「4. 対独輸出状況（十月中）

グダパーチャ 二五、六屯 ウオルフラム 二九、七八屯
 錫 三、二三八、八ヶ ゴム 三、五六九 々
 籐 三 々⁽³²⁾

以上のように、錫は三、二三八・八トン、ゴムは三、五六九トン、ウオルフラム（＝タングステン） 鉍二九・七八トンがドイツへ輸出されていた。さらに一九四三年一月三〇日付の『戦時月報』では以下のように記録されている。

「2. 対枢軸向輸送実績

ゴム 二、八一、^マ九 廔

ウオルフラム鉱 一三三、七 吨

ガタパーチャ 一二、七 〃

籐 一一、四 〃

錫塊 一、四〇五 七 吨

モリブデン 五、二 〃⁽⁵³⁾

以上のように錫一、四〇五・七トン、ゴム二、八一九トン、タンゲステン鉱一三三・七トン、モリブデン五一・二トンがドイツへ向けて輸出されていた。これらの戦時物資はドイツ経済使節団の指示の下、ローゲス商会 (Roges Handelsgesellschaft GmbH, Berlin) を通じてまず「昭南」に輸送され、その後ドイツの封鎖突破船や潜水艦によってドイツへ輸送されていた⁽⁵⁴⁾。そもそもローゲス商会はドイツ政府が所有する会社であり、ドイツ経済使節団によって日本で設立された。その本来の目的は、使節団によって選出された特定のドイツ企業を通じて戦時物資を購入することであった⁽⁵⁵⁾。戦時物資の中でもとりわけ錫を一九四三年の一〇月と十一月の二カ月間だけでドイツが馬來・蘭印 (スマトラ) から約四六四四トンも輸入していたことは重要である。これは当時のドイツの錫需要量の約七カ月分に相当する⁽⁵⁶⁾。海上封鎖されたドイツの金属供出に関する最近の研究においては、錫に関しては占領地や国内からの教会の鐘等の供出が着目されているものの、馬來・蘭印からの錫の輸入は全く着目されていない⁽⁵⁷⁾。錫を始め重要な戦時物資をドイツは日本の南方占領地から直接輸入していたのである。馬來と蘭印では蒙疆阿片と「南方物資」との関係のように、阿片と錫やタンゲステン並びにゴムといった重要戦時物資とがバーター取引された可能性が十分にある。この点の解明は今後の課題ではあるが、少なくともドイツが「満洲国」から輸入した阿片をジャカルタやスラバヤに輸出し、同地で錫を始め重要戦時物資を輸入していた事実は確認できる。大戦中の独「満」阿片貿易において蘭印は「昭南」に次いで中継貿易の重要な拠点となっていたといえよう。

三 一 ナチ阿片と独日関係

結局「満」独協定は四次まで延長されたが、第四次協定は一九四四年一月末を以て失効し、新たな協定はなされなかった。⁽⁵⁸⁾確かに独「満」阿片貿易を始め、ナチス・ドイツと東アジアとの貿易に関するドイツ側の統括責任者はヴォールタートであったが、実際の貿易はローゲス商会が担った。

日本政府は、ローゲス商会が関心を抱く商品の売買において、その代理として武田薬品工業と交易営団を指名した。交易営団は、交易業務の統制と重要物資の保管を目的として、一九四三年三月に交易営団法、四月の交易営団法施行令の公布を受けて、六月に設立された。ドイツ降伏後、ドイツ滞貨の売買においては主にローゲス商会と交易営団との間で契約がなされることになる。ドイツ滞貨はそもそもローゲス商会が戦時中に、東アジア各地で買い付けた重要物資で、戦況悪化の為ドイツ本国へ輸送することができず、横浜、神戸、大連等に保管していたものである。一九四四年一月頃、日独両国政府の話し合いの結果、このドイツ滞貨を日本の緊急需要に役立たせることになった。そのためドイツ側は業務をローゲス商会に委ね、日本側は交易営団を指定買上機関とした。これを受けてドイツ滞貨の買上は、第一次買上契約が一九四四年三月一五日に行われた。その後も引き続き買上契約が行われ、計八回にわたり買上が行われた。⁽⁵⁹⁾

一九四五年五月八日、ナチス・ドイツが無条件降伏をした。それを受けてヴォールタートは同年五月一二日に外務省戦時経済局長澁澤信一と話し合いを行った。その後五月一六日付でヴォールタートは澁澤宛に書簡を送付し、一九四五年二月二八日時点におけるドイツ滞貨の概況について詳細な表を添付して説明を行っている。⁽⁶⁰⁾そのなかでヴォールタートは、阿片についても報告をしており、その保管場所を表にしたのが先ほど紹介した表3である。

表3が示すように大戦末期には、ドイツ滞貨としての阿片三三・七トンが「大東亜共栄圏」の各地で保管されていた。この表3のなかで「満洲国」においてドイツ滞貨としてのナチ阿片が保管されていた場所が奉天であった。奉天の阿片

一〇トンにはヴォールタートによると第四次協定によって引渡されたものであった。

奉天の阿片一〇トンは、ナチス・ドイツ降伏後日本側に引渡されることになる。ヴォールタートによると、この奉天の阿片は第四次協定に基づいてローゲス商会の契約の下、奉天のカロロヴィッツ商会 (Carlowitz & Co.) が主導する在満の「阿片組合(リング)」に買寄せたものであった。この奉天の阿片は、ドイツ降伏後約一ヵ月後に「満洲国」の関東軍が引受けることになった。これについては、一九四五年六月七日付の澁澤からヴォールタート宛の書簡が次のように明確に伝えている。⁽⁶¹⁾

「〔…〕在本邦独側保有物資ノ引受方ニ関シ通報致置キ候処今般更ニ在満関東軍当局ニ於テハ五月十七日附貴信附属品目表所掲ノ奉天ニ保管中ノ阿片約一〇吨ヲ引受クルコトト致候〔…〕」

一方、神戸のナチ阿片四トンは、一九四五年七月五日に大東亜省の指示に基づいて、ローゲス商会と交易営団との間で阿片売買の契約が結ばれた。この契約に基づいて、同年七月二六日にローゲス商会から交易営団に阿片が引き渡されたのであった。⁽⁶²⁾

以上のように「満洲国」から輸入されたナチ阿片は、大戦末期において、ドイツ滞貨として日本に輸出されていたのであった。そこでは独日阿片貿易がなされていたのである。

おわりに

第二次大戦中、「満洲国」から輸入されたナチ阿片はドイツへ向けて輸送されただけでなく、日本軍政下の南方占領地に輸出されていた。しかもドイツは当地から錫・ゴム・タンゲステンといった重要な戦時物資を輸入していた。一九四三年の一〇月と一一月の二ヵ月間だけでドイツは馬來軍政から約四、六四四トンの錫を輸入していた。これは当時

のドイツの錫需要量の七カ月分に相当する。錫やタンクステンを始め重要な戦時物資をドイツは日本の南方占領地軍政から直接輸入していたのである。その際ナチ阿片が決済として利用されていた可能性は否定できない。

日本軍政下の南方占領地はイギリスを始めとした旧宗主国の阿片専売制を踏襲していた。「昭南」に阿片精製と煙膏の包装を行う阿片工場が復旧作業によって操業し、馬來、蘭印に煙膏を供給していた。軍政下の南方占領地の歳入に占める阿片収入の貢献率は高かった。日米英蘭戦勃発によって印度阿片やイラン阿片の輸入が杜絶し、「大東亜共栄圏」内で阿片が不足したが、主に蒙疆阿片が供給された。南方占領地に輸出されたナチ阿片は、阿片不足に悩む日本の軍政の阿片専売収入に少なからず寄与したと考えられる。しかも大戦末期のナチ阿片は、ドイツ滞貨として日本に引き渡されていた。このように「満洲国」から輸入されたナチ阿片の一部は、日本軍政下の南方占領地に輸出され、大戦末期にはドイツ滞貨として日本にも引き渡されていた。以上のようにナチ阿片は「大東亜共栄圏」内で大戦終結まで「満」日間て活発に取引されていたのであった。

(1) 本論は、二〇一八年二月八日に近畿大学で開催された第二八回近現代東北アジア地域史研究会大会でのシンポジウム「ドイツと東アジア―外交・通商・謀略・阿片・追放―」における筆者の報告原稿「『満洲国』および『大東亜共栄圏』での『ナチ阿片』」に大幅に加筆・修正を行い、新たに注釈を加えたものである。

(2) 本論では日本軍が占領した後も、便宜上、オランダ領東インドの領域を指す地理名として「蘭印」という名称を使用する。

(3) 本論において「大東亜共栄圏」とは、主に第二次世界大戦期における日本軍の勢力範囲の内側を指すものとする。具体的には、日本、「満洲国」、中華民国における日本軍の占領地、フランス領インドシナ、タイ、馬來、ビルマ、北ボルネオ、蘭印、フィリピンを指すものとする。「大東亜共栄圏」の範囲や構想については、安部博純『日本ファシズム論』影書房、一九九六年並びに山本有造『大東亜共栄圏』経済史研究、名古屋大学出版会、二〇一一年を参照。

(4) 岡部牧夫・荻野富士夫・吉田裕編『中国侵略の証言者たち―「認罪」の記録を読む―』岩波書店、二〇一〇年、六七頁。

(5) 熊野直樹「ナチ阿片・交易営団・GHQ―第二次世界大戦末期のドイツ滞貨のゆくえ―」『法政研究』第八一卷第三号、二〇一四年、四九―七八頁、同「阿片と日華賠償問題」『法政研究』第八三卷第三号、二〇一六年、七七―一一四頁、同「第二次世界

- 大戦期の『満』独通商関係―満洲大豆から阿片へ― 田嶋信雄・工藤章編『ドイツと東アジア一八九〇―一九四五』東京大学出版会、二〇一七年、六五三―六九九頁。
- (6) 原朗『日本戦時経済研究』東京大学出版会、二〇一三年所収の「Ⅲ「大東亜共栄圏」の経済的実態」、山本、前掲『「大東亜共栄圏」経済史研究』所収の「第Ⅱ部「大東亜共栄圏」論」、荒川憲一『戦時経済体制の構想と展開―日本陸海軍の経済史的的分析』岩波書店、二〇一一年所収の第四章「大東亜物流圏」の再編と崩壊」、倉沢愛子「資源の戦争―「大東亜共栄圏」の人流・物流―」岩波書店、二〇一二年、安達宏昭『大東亜共栄圏』の経済構想―圏内産業と大東亜建設審議会―吉川弘文館、二〇一三年を参照。近年の「大東亜共栄圏」の経済分野に関する研究状況については、安達、前掲『「大東亜共栄圏」の経済構想』の序章「本書の課題と大東亜建設審議会の概要」並びに、河西晃祐『大東亜共栄圏―帝国日本の南方体験―講談社、二〇一六年、注(一)、二八二頁を参照。
- (7) 河西、前掲『大東亜共栄圏』野村佳正『「大東亜共栄圏」の形成過程とその構造―陸軍の占領地軍政と軍事作戦の葛藤―』錦正社、二〇一六年。
- (8) 小林英夫『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』御茶の水書房、一九七五年、四五二頁。
- (9) Geerken, Horst H.: Hitlers Griff nach Asien. Das Dritte Reich und Niederländisch-Indien. Aufbau deutscher Marinestützpunkte. Eine Dokumentation. Band 1. 2. Auflage. Bonn 2015. S.302, 329; ders.: Hitlers Griff nach Asien. Der Anfang vom Ende der Kolonialzeit. Deutsche Hilfe für Soekarnos Freiheitskämpfer und Indiens Subhas Chandra Bose. Eine Dokumentation. Band 2. 2. Auflage. Bonn 2015. S.105. 蘭印では気候の関係で罌粟は栽培できず、そのため阿片を海外から輸入していたが、ゲールテンは同地で阿片が生産されたと見なしている (Ependa, Band 2, S.105)。
- (10) 熊野、前掲「ナチ阿片・交易営団・GHQ」、同、前掲「阿片と日華賠償問題」を参照。
- (11) 小田部雄次『徳川義親の十五年戦争』青木書店、一九八八年、一四〇―一四一頁。
- (12) 久保井規夫氏が日本の財閥と阿片との関係において中国と東南アジアを「大東亜阿片圏」と表現し、「大東亜共栄圏」と阿片との関係を考える際に、重要な指摘を行っている。しかしながら、同氏の著書はいわゆる一般書であり、日本軍政下の「大東亜共栄圏」における阿片専売制の実態を明らかにした実証研究ではない。参照、久保井規夫『絵で読む紫煙・毒煙・「大東亜」幻影―日本の戦争と煙草・阿片・毒煙―』つげ書房新社、二〇〇七年。
- (13) 詳しくは、熊野直樹「バター・マーガリン・満洲大豆―世界大恐慌期におけるドイツ通商政策の史的展開―」熊野直樹・柴尾健一・山田良介・中島琢磨・北村厚・金哲『政治史への問い/政治史からの問い』法律文化社、二〇〇九年、一六〇―一六六頁を参照。
- (14) 熊野、前掲「バター・マーガリン・満洲大豆」一六六―一六八頁。

- (15) 熊野、前掲「第二次世界大戦期の『満』独通商関係」六五九頁。
- (16) 田嶋信雄『ナチス・ドイツと中国国民政府 一九三三—一九三七』東京大学出版会、二〇一三年、一九〇—一九二頁、三五二—三五六頁。
- (17) 熊野、前掲「第二次世界大戦期の『満』独通商関係」六五九—六六〇頁。
- (18) 熊野、前掲「バター・マーガリン・満洲大豆」表5—2、一六九頁参照。
- (19) 熊野、前掲「第二次世界大戦期の『満』独通商関係」六六五—六六六頁、表11—3、六七九頁参照。
- (20) 熊野、前掲「第二次世界大戦期の『満』独通商関係」六七一—六七四頁。
- (21) 熊野、前掲「第二次世界大戦期の『満』独通商関係」六七四—六七五、六七八頁。引用は、六七五頁。
- (22) 熊野、前掲「第二次世界大戦期の『満』独通商関係」六七八—六七九、六八六—六九〇頁。
- (23) 熊野、前掲「第二次世界大戦期の『満』独通商関係」六八二、六八八頁。
- (24) Behrens, Roman: „Vernichten und Heilen“ — Ein Forschungsbericht zur Militärmedizin des Zweiten Weltkriegs, Norderstedt 2012; Bollinger, Nicolas: Pervitin im nationalsozialistischen Deutschland. Untersuchung anhand der Unterstellung unter das Opiumverbot vom 12 Juni 1941, Saarbrücken 2016; Eckart, Wolfgang U./ Alexander Neumann (Hg.): Medizin im Zweiten Weltkrieg: Militärmedizinische Praxis und medizinische Wissenschaft im »Totalen Krieg«, Paderborn 2006; Holzer, Tilman: Die Geburt der Drogenpolitik aus dem Geist der Rassenhygiene. Deutsche Drogenpolitik von 1933 bis 1972, Norderstedt 2007; Ohler, Norman: Der totale Rausch. Drogen im Dritten Reich, Köln 2015 (ノーマン・オーラー、須藤正美訳『ユルバー・ムズ・ブッター—第三帝国における薬物依存—』白水社、二〇一八年); Pieper, Werner (Hg.): Nazis on Speed. Drogen im 3. Reich, Löhrbach o.J.(2002).
- (25) Klee, Ernst: »Euthanasie« im NS-Staat. Die »Vernichtung lebensunwerten Lebens«, Frankfurt am Main 1983; ders.: »Euthanasie« im Dritten Reich. Die »Vernichtung lebensunwerten Lebens«, 2.Auflage, Frankfurt am Main 2014 (ホルンスト・ナレー、松下正明監訳『第三帝国と安楽死—生きるに値しない生命の抹殺—』批評社、一九九九年); Dokumente zur »Euthanasie«, herausgegeben von Ernst Klee, Frankfurt am Main 1985; ウォルター・ラカー、井上茂子・木畑和子・芝健介・長田浩彰・永岑三千輝・原田一美・望田幸男訳『ホロコースト大事典』柏書房、二〇〇三年。
- (26) 熊野、前掲「第二次世界大戦期の『満』独通商関係」六七九—六八〇頁。
- (27) 熊野、前掲「第二次世界大戦期の『満』独通商関係」六八一頁、引用は同頁。
- (28) Files and Records OF THE GERMAN DELEGATION FOR ECONOMIC NEGOTIATIONS IN EAST ASIA (1941-1945), (Deutsch Mission fuer Wirtschaftsverhandlungen in Ostasien), p.36, 42, in: GHQ/SCAP, Records, Economic and Scientific Section, German

- Consulate Records (Documents), Feb. 1946 - Nov. 1946, ESS (D)11161 (マイクロフィッシュ請求番号) : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (29) 「昭和十六年度条約第三課執務報告」二二九頁 : アジア歴史資料センター (JACAR) レファレンスコード (Ref.) [B04013417800]。
- (30) 野間海造「南方圏の農業問題」『社会政策時報』第二七〇号、一九四三年、一一四頁。
- (31) 戦時日本の阿片政策と「大東亜共栄圏」との関係をめぐる昨今の研究動向については、熊野直樹「近代日本の阿片政策史研究の現状と課題」『法政研究』第八五巻第三・四号、二〇一九年、一五〇～一五二頁を参照。
- (32) 「大東亜共栄圏各地域を通ずる阿片政策確立に関する件(興亜院華中連絡部次長昭和一七年三月二八日)」岡田芳政・多田井喜生・高橋正衛編集・解説『続・現代史資料12 阿片問題』みすず書房、一九八六年、三六二頁。
- (33) 前掲「大東亜共栄圏各地域を通ずる阿片政策確立に関する件」三六四頁。
- (34) 「昭和一七年度支那阿片対策打合会議資料(興亜院華中連絡部昭和一七年八月一九日)」前掲『続・現代史資料12 阿片問題』三八六頁。
- (35) 「南方向輸出阿片の処理の件」 : JACAR, Ref[C01006881900]。
- (36) 昭南通商については、以下を参照。いのうえ田堂『実録・日本陸軍株式会社』幻の大企業・昭通」国際情報社、一九八三年、山本常雄「阿片と大砲―陸軍昭南通商の七年―」P M C 出版、一九八五年、柴田善雅「陸軍革命商社の活動―昭南通商株式会社覚書―」『中国研究月報』第五八巻第五号、二〇〇四年、一～一九頁。昭南通商をめぐる研究動向については、熊野、前掲「近代日本の阿片政策史研究の現状と課題」二二七～二二八頁を参照。
- (37) 中央檔案館整理『日本侵華戦犯筆供 伍』北京・中国檔案出版社、二〇〇五年、五八七～五八八頁、片倉衷・古海忠之「挫折した理想国―満洲国興亡の真相―現代ブツ社、一九六七年、二七一～二七二頁。
- (38) 「阿片協議会開催ニ関スル件 昭和十八年十一月十六日開催」 : JACAR, Ref[B06050057100]。アジア歴史資料センターの標題は、開催日が「六日」と誤記されている。
- (39) 前掲「阿片協議会開催ニ関スル件」。
- (40) 「マレーノ阿片専賣制」(資料統計集第二十号、第二十五軍軍政部調査班 昭一七・四 二二六) 一～三頁 : JACAR, Ref [C14060569100]。
- (41) 伊藤隆監修、百瀬孝著『事典 昭和戦前期の日本―制度と実態―』吉川弘文館、一九九〇年、二八七頁。
- (42) 以上の叙述は、小田部、前掲「徳川義親の十五年戦争」一四〇頁による。
- (43) 「南方占領地財政概況」『単行図書資料第92巻 南方開発基金庫調査課資料(6点)』龍溪書舎、二〇〇六年、二六頁。

- (44) 前掲「マレーノ阿片專賣制」五～六頁：JACAR: Ref[C14060569100]。
- (45) 前掲「マレーノ阿片專賣制」二二頁：JACAR: Ref[C14060569100]。
- (46) 前掲「マレーノ阿片專賣制」二二頁：JACAR: Ref[C14060569100]。
- (47) 前掲「マレーノ阿片專賣制」四頁：JACAR: Ref[C14060569100]。
- (48) 『戦時月報（軍政関係）昭和十八年八月三十一日 馬來軍政監部』（防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室、南西・軍政・六）、富集団司令部、昭南・馬來軍政監部編、倉沢愛子解題「南方軍政関係史料⑧極秘 戦時月報・軍政月報」第五卷、龍溪書舎、二〇〇〇年、二九～三〇頁。
- (49) 『戦時月報（軍政関係）昭和十八年十月三十一日 馬來軍政監部』（防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室、南西・軍政・六）、前掲『戦時月報・軍政月報』第五卷、一八六～一八七頁。
- (50) 小田部、前掲「徳川義親の十五年戦争」一四〇～一四二頁。戦時中、「昭南」やバタビアに阿片煙膏の製造工場があったことは一般に知られていた模様である。野間、前掲「南方圏の農業問題」二二八頁参照。なお、当時「大東亜共栄圏」において阿片煙膏の製造工場は「満洲国」に四、バタビア（ジャカルタ）に一、「昭南」に一、バンコクに一、サイゴンに一、広東に一、上海に一、香港に一ほゞ存在したとされている。"II. Interview of Syachi [sic] BABA. 12 December 1947, in: GHQ/SCAP, Records, Public Health and Welfare Section, Manchurian Opium Report, Date Apr.1948, PHW-0181: 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (51) 『極秘 昭和十八年三月 昭南特別市重要工場現状概況 軍政監部総務部調査』三四～三五頁：JACAR: Ref[C1406064100]。
- (52) 前掲『戦時月報（軍政関係）昭和十八年十月三十一日』、前掲『戦時月報・軍政月報』第五卷、一九三頁。
- (53) 『戦時月報 昭和十八年十一月三十日 馬來軍政監部』（防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室、南西・軍政・六）、前掲『戦時月報・軍政月報』第五卷、二七七～二七八頁。
- (54) Files and Records OF THE GERMAN DELEGATION FOR ECONOMIC NEGOTIATIONS IN EAST ASIA (1941-1945), p.48 in: GHQ/SCAP, ESS (D)-1161: 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (55) 熊野、前掲「ナチ阿片・交易営団「GHQ」五七頁。
- (56) Scherner, Jonas: Lernen und Lernversagen. Die „Metallmobilisierung“ im Deutschen Reich 1939 bis 1945, in: Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte, Jg. 66, H. 2, 2018, S.253.
- (57) Scherner, Lernen und Lernversagen, S.233-266.
- (58) 「独逸関係諸協定運営竝ニ資金統制ニ関スル件」「3. 対独諸条約に対する措置」：JACAR: Ref[B20232982200]；熊野、前掲「バター・マーガリン・満洲大豆」一七二頁。

- (59) 熊野、前掲「ナチ阿片・交易営団・G H Q」五七～五八頁。
(60) 熊野、前掲「ナチ阿片・交易営団・G H Q」五八～五九頁。
(61) 熊野、前掲「ナチ阿片・交易営団・G H Q」五九～六〇頁、引用は六〇頁。
(62) 熊野、前掲「ナチ阿片・交易営団・G H Q」六一頁。

*本研究は、J S P S 科研費 J P 一六 K 一三三三八及び J P 一九 K 〇一五〇二の助成を受けたものである。